

# 茨城県報

第6330号

昭和50年6月9日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 規則

(人事委員会)

●管理職員等の範囲を定める規則の一部改正	ページ 1
----------------------	----------

### 告示

●青少年に有益な興行の推奨(青少年課)	2
●青少年に有害な興行の指定( " )	3
●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課)	3
●医療機関の指定及び指定の辞退(保健予防課)	4
●保安林指定の解除(林業課)	4
●土地改良区設立の認可(農地管理課)	5
●土地改良区設立当時の役員である旨の届出( " )	5
●定款変更の認可( " )	5
●換地計画の適当決定( " )	6
●換地処分があつた旨の届出( " )	6
●道路の区域変更(道路維持課)	6
●道路の供用開始( " )	7
●水害予防組合管理者の指定(河川課)	7
●知事の指定する公所の一部改正(出納第一課)	7
●土地改良事業の完了(3件)(常陸太田土地改良事務所)	8

### 訓令

(教育委員会)

●茨城県教職員住宅管理規定の一部改正	9
--------------------	---

## 規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和50年6月9日

茨城県人事委員会委員長 糸 賀 悌 治

茨城県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年茨城県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中

保健所	所長, 総務課長	を
保健所	所長, 次長	に
中央病院	院長, 副院長, 事務局長, 医務局長, 総婦長, 管理課長, 副総婦長	を
友部病院	院長, 副院長, 事務局長, 医務局長, 総婦長又は総看護長, 管理課長, 副総婦長, 副総看護長	
中央病院	院長, 副院長, 事務局長, 医務局長, 総婦長, 事務局次長, 副総婦長	に
友部病院	院長, 副院長, 事務局長, 医務局長, 総婦長又は総看護長, <del>事務局次長</del> , 副総婦長, 副総看護長	
土木事務所	所長, 総務課長	を
土木事務所	所長, 次長	に
運動公園 建設事務所	所長	を
運動公園 事務所	所長	に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第613号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第6条の規定により、青少年に有益な興行として次のものを推奨する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

推奨番号	種類	題 名	製 作 者 名	配 給 社 名
4	映 画	に ん ぎ よ 姫	東 映	東 映

5 " 地球の頂上の島 米, ウォルト・ デイズニー プエナ・ピスタ

茨城県告示第614号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第7条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	種 類	題 名	製 作 者 名	配 給 社 名
97	映 画	信州シヨシヨ節 巡芸者VS お座敷ストリップ	日 活	同 左
98	"	色 情 狂 い 妻	大 東 映 画	"
99	"	お守りしますよ かんのんさま	プロダクション70	"
100	"	赤 線 飛 田 遊 廓	日 活	"
101	"	日活ニュース <赤線飛田遊廓>	"	"
102	"	狐色餓狼のえじき	N. C. C	"
103	"	ザビエラの性生活 変 態 売 春 婦	富 士 映 画	"
104	"	人 妻 売 春	西 原 プ ロ	"
105	"	絶 倫 5 人 女	米	・ 現代映画(株)
106	"	み だ れ 寝	日 本 シ ネ マ	同 左
107	"	ブルーパーティー 荒 淫		東 映 洋 画 部
108	"	枕絵草紙 女 狩 り 道 中 記	大蔵映画(株)	同 左
109	"	旅枕好色女開道	"	"
110	"	新・団地妻 ブルーフィルムスの女	日 活	"
111	"	男VS女 性感の高まり	コーホーフィルム	"

茨城県告示第615号

次のものは、国民健康保険法第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
012,176,4	50.5.1	土沢整形外科医院	土沢正雄	水戸市酒門町 494-1	50.5.1	全国
104,006,6	50.5.15	ほずみ薬局	八角節子	下妻市黒駒 1139の1	—	—

茨城県告示第616号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定に基づき次の医療機関を指定し、同条第4項の規定に基づき次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹内藤男

(指定)

名	称	所在地	指定年月日
山	口 薬 局	土浦市中央1-7-11	50. 4. 30
神	長 医 院	久慈郡大子町西金13-1	50. 6. 1

(辞退)

名	称	所在地	指定辞退年月日
神	長 医 院	久慈郡大子町西金46	50. 5. 31

茨城県告示第617号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹内藤男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡銚田町大字大竹字高塚1066番の15, 1066番の25(以上2筆次の図に示す部分に限る。)

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

宿泊施設用地(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び銚田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第618号

稲敷郡江戸崎町大字江戸崎甲 2656 番 地 に事務所を置く佐倉信太土地改良区の設立を土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第10条第 1 項の規定により昭和50年 5 月31日認可したから同条第 3 項の規定により公告する。

昭和50年 6 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第619号

佐倉信太土地改良区から次の者が設立当時の役員である旨届け出があつたから、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により公告する。

昭和50年 6 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

住 所	氏 名	摘 要
稲敷郡江戸崎町佐倉1661	浅 野 守	理 事
" " " 1694	浅 野 文 二	"
" " " 1679	浅 野 芳 男	"
" " " 1075	秋 本 正 治	"
" " " 409	坂 本 忠 雄	"
" " " 2296	坂 本 重 雄	"
" 美浦村信太1294	高 橋 三 郎	理 事 長
" " " 1275	高 橋 次 夫	理 事
" " " 1317	野 口 幸 一	"
" " " 1723	飯 塚 清	"
" " " 1704	大 竹 昇	"
" " " 1696	池 延 清 一	"
" " " 34	神 保 直	監 事
" " " 1708	大 竹 義 治	"
" 江戸崎町佐倉1667	宮 本 普	"

茨城県告示第620号

昭和50年 4 月23日付で土浦市外十五ヶ町村土地改良区から申請のあつた定款変更を、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、昭和50年 5 月31日認可した。

昭和50年 6 月 9 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第621号

昭和49年10月2日付で認可申請のあつた牛久町中央農業協同組合上太田地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦覧の期間 昭和50年6月17日から昭和50年7月7日まで

3 縦覧の場所 牛久町役場

茨城県告示第622号

昭和50年3月6日付農管指令第93号をもつて認可した岩瀬町中里地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法第54条第4項の規定により公示する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第623号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和50年6月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一般国道 293号	那珂郡緒川村大字上小瀬字横枕 1509番の1地先から	旧	メートル 最大 28.0 最小 4.0	メートル 278.0	
	那珂郡緒川村大字上小瀬字岩倉 1398番の1地先まで	新	最大 35.0 最小 5.0	274.0	
県道 烏山御前山線	那珂郡緒川村大字上小瀬字岩倉 1398番の1地先から	旧	最大 13.0 最小 4.0	427.0	
	那珂郡緒川村大字上小瀬字青木 989番の1地先まで	新	最大 13.0 最小 4.0 最大 33.0 最小 10.0	427.0 398.0	

茨城県告示第624号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年6月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一 般 国 道 293 号	那珂郡緒川村大字上小瀬字横枕1509番の1地先から	昭和50年6月9日
	那珂郡緒川村大字上小瀬字岩倉1398番の1地先まで	
県 道 鳥 山 御 前 山 線	那珂郡緒川村大字上小瀬字岩倉1398番の1地先から	昭和50年6月9日
	那珂郡緒川村大字上小瀬字岩崎1359番の1地先まで	
	那珂郡緒川村大字上小瀬字青木987番の1地内	昭和50年6月9日

茨城県告示第625号

水害予防組合法(明治41年法律第50号)第33条第1項の規定により水害予防組合管理者を次の  
とおり指定した。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

組 合 の 名 称	管 理 者 の 職 氏 名	指 定 期 日
下利根川, 小貝川沿岸水害予防組合	竜ヶ崎市長 中 村 忠 雄	昭和50年6月9日
牛久沼水害予防組合	莒崎村長 岡 野 精	昭和50年6月9日

茨城県告示第626号

昭和48年2月19日茨城県告示第149号で告示した茨城県財務規則(昭和44年茨城県規則第12号)  
第164条第3項に規定する知事の規定する公所の一部を次のように改正し、昭和50年6月1日から  
適用する。

昭和50年6月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第3 本庁又は公所に属する所属店の表中

「茨城県笠松運動公園建設事務所」を「茨城県笠松運動公園事務所」に、  
「茨城県石岡保健所」を「茨城県石岡保健所  
茨城県石岡台地土地改良事業所」に、  
「茨城県福岡堰土地改良事務所」を「茨城県立藤代高等学校」に  
茨城県立藤代高等学校

改める。

茨城県告示第627号

昭和47年2月17日付農管指令第27号をもつて認可のあつた久米地区土地改良事業については、昭和50年3月5日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和50年6月9日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 矢 萩 啓 三

茨城県告示第628号

昭和47年9月19日付農管指令第224号をもつて認可のあつた小場地区土地改良事業については、昭和50年3月22日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和50年6月9日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 矢 萩 啓 三

茨城県告示第629号

昭和50年1月6日付農管指令第3号をもつて認可のあつた芦野倉地区土地改良事業については、昭和50年3月30日に工事が完了した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同法同条第2項の規定により公告する。

昭和50年6月9日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 矢 萩 啓 三



# 訓 令

(教 育 委 員 会)

## 茨城県教育委員会訓令第4号

茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和50年6月9日

茨城県教育委員会委員長 吉 川 清

### 茨城県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

茨城県教職員住宅管理規程(昭和42年茨城県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

北茨城地区磯原住宅	北茨城市萃川町大字臼場字下河原 618番の1, 627番の1, 629番	県立磯原高等学校長	を
北茨城地区磯原住宅	北茨城市萃川町大字臼場字下河原 618番の1, 627番の1, 629番	県立磯原高等学校長	
常陸太田地区住宅	常陸太田市寿町字西道600番の8, 9, 10, 11	県立太田第二高等学校長	に

改める。

### 付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

県政の総覧 …… 県民の六法

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知ってもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和49年4月1日から送料とも1カ月700円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所